

# 道路占用を予定されている皆様へ

日頃より、北海道開発局事業の推進に、ご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

当部管内において、道路占用を予定されている場合は、以下の事項に留意の上、お手続きのほどよろしくお願いいたします。

## ● 占用位置の検討に当たって

○ 道路占用許可に当たっては、無余地性の審査をしておりますので、国道敷地内を占用しなければならない理由について、確認させていただきます。

※無余地性～国道敷地外に余地がないため、やむを得ないかどうか。

[道路法第33条第1項]

道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、(略)政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

○ 占用物件が地下埋設の場合、占用場所の検討に当たって、必ず地下埋設物件各社へ確認をするようにお願いいたします。また、申請の際には、原則として事前に**試掘**が必要です。試掘の際は、試掘予定日の1週間前までに届出書を提出してください。

○ 道路占用の予定箇所に、**情報ボックス又は電線共同溝が近接している場合は、吊り防護等の工事計画**について、道路占用許可申請とは別に工事計画の審査を受ける必要があります。(工事計画審査完了後、道路占用許可申請手続きとなります。)

NG

○ **車道開削は、認められません。**管路を車道横断する場合は、基本的に推進工法による施工となります。また、**橋梁への添架も認められません。**

## ● 道路占用の工事に当たって

NG

○ **土曜日、日曜日、祝日、冬期間(12/1～3/31)の工事は、認められません。**

○ **車線規制を伴う工事は、道路交通への影響等を勘案した上で、夜間施工となる場合もあります。**

○ 市街地、バス停付近、通学路など歩行者の多い箇所での工事の際は、歩行者に十分注意しながら施工してください。

○ 重機を使用する際は、高压電線、低压電線等の物件に対して、安全な離隔距離を保って、施工してください。

○ 占用工事の際、何の工事をしているか道路利用者にわかる看板を設置してください。

※ 占用工事の不全により交通事故が発生した事例について、過去に、工事の発注者、道路管理者、工事業者が有責になった事例もあります。十分ご注意の上施工願います。

## ● 申請図面で特に注意していただきたいところ

(平面図)

○ 道路境界線を緑線等で表示してください。また、占用箇所(物件)は、着色するなどして、わかりやすく表示してください。特に撤去と新設が混在する場合は、それぞれをわかりやすく表示してください。

(断面図)

○ **地下埋設物件の場合、占用物件と道路のセンターライン又は道路敷地境界線との距離、占用物件の深さ(土被り)、他の地下埋設物件との離隔を必ず表示**してください。(全ての地下埋設物件を表記してください。)なお、占用物件の延長が長く、所々断面が変わる場合は、横断面も添付してください。

(交通安全対策図)

○ 車道(車線及び路側帯)又は歩道の現況幅員と通行制限時の幅員、バリケードの設置状況、規制看板の表示内容・設置場所を明記してください。(仮歩道は1m以上確保してください。)また、車線規制を行う場合は、1km先から規制看板を図示してください。

## ● 占用物件の新設に伴う既存占用物件の取扱いについて

NG

○ **占用物件の残置は、認められません。** 既存の占用物件は撤去してください。**占用工事完了後の写真提出時に、既存物件の撤去状況が確認できなければ、再掘削を要請することもありますので、ご注意ください。**

## ● 申請手続きの際の注意事項

○ **道路占用に係る国土交通省の標準処理期間(申請から許可までの期間)は、3週間(21日)です。**計画的な申請書の提出をお願いいたします。(申請書類の補正期間は、処理期間から控除されます。)

○ やむを得ず、工期を延伸するときは、工期末の2週間までに、工期変更の申請書を提出してください。**工期末の2週間前までに申請書を提出できなかった場合、工期変更は認められず、新規扱いとなることがありますので、ご注意ください。**(この場合、許可が出るまでの間、道路占用の工事は、ストップしていただくことになります。)

## (お願い)

・平面図や断面図等の各種図面は、見やすい大きさに、示していただきますようお願いいたします。図面のわかりにくさが原因で、認識の食い違いが生じた事例もありますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。